



貨物自動車運送事業者に対する 行政処分等の基準について(1)

運送事業者にとって、最も恐れるべきは行政処分です。「どのような違反が、どの程度の処分につながるのか」「営業所を廃止したり、車両を移動したりすれば処分を避けられるのか」といった疑問を持つ方もいるでしょう。今回は、行政処分等の種類と、その対象となる営業所や車両について解説します。

行政処分等の種類

貨物自動車運送事業者に対する行政処分には、次の3種類があります。

- ① 許可の取消処分
- ② 事業の全部または一部の停止処分
- ③ 自動車その他の輸送施設の使用停止処分

このほか、行政処分には至らない措置として④警告と⑤勧告があります。これら5つをまとめて「行政処分等」といいます。下の表はそれぞれ処分の重い順に並べています。

勧告や警告は行政処分ではありませんが、繰り返し受けると、より重い措置につながります。指摘を受けた場合は、そのままにせず、速やかに改善することが大切です。

処分性	行政処分の種類	内容
行政処分	① 許可の取消処分	許可取消は、運送業許可そのものを取り消す最も重い行政処分です。一度取り消されると、5年間(欠格期間)は再び許可を得ることができません。
	② 事業の全部または一部の停止処分	事業停止は、営業所単位で事業の運営自体を一定期間停止させる重い処分です。違反の内容によって、3日間～30日間の期間が規定されています。
	③ 自動車その他の輸送施設の使用停止処分	車両使用停止処分は、特定のトラックに対して一定期間運行を禁止する処分です。違反の重さや回数に応じて「〇日間×〇台」という形で決まります。これを「処分日車数制度」と呼びます。
行政処分ではない	④ 警告	3年以内に2回警告を受けると、自動車その他の輸送施設の使用停止処分を受けます。
	⑤ 勧告	3年以内に2回勧告を受けると、警告を受けます。

行政処分等の対象

許可の取消処分を除き、行政処分等は原則として営業所を対象に行われます。また、自動車その他の輸送施設の使用停止処分では、違反した営業所に所属する車両が対象となります。

それでは、処分を受ける前に車両を移動した場合や、違反した営業所を廃止した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

case
01



違反した営業所の車両を
他の営業所へ移し
台数を減らした場合

この場合、行政処分等は、違反した営業所だけでなく、車両の移動先となった営業所にも関係するものとして取り扱われます。

つまり、違反した営業所の車両を別の営業所へ移しても、行政処分等を免れることはできません。

case
02

違反した営業所を
廃止した場合

違反した営業所を廃止しても、行政処分等がなくなるわけではありません。次の順番で、処分対象となる営業所が検討されます。

優先順位 1

廃止した営業所と同じ運輸支局(例：東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城)の管轄区域内にある営業所のうち、廃止営業所に最も近い営業所

優先順位 2

廃止営業所と同じ地方運輸局(例：関東)の管轄区域内にある営業所のうち、廃止営業所に最も近い営業所

優先順位 3

廃止営業所に最も近い営業所

このように、違反した営業所を廃止しても、別の営業所が行政処分等の対象となるため、処分を免れることはできません。

case
03

行政処分等を受ける前に
合併や相続があった場合

この場合、違反事業者が行った違反行為は、合併後の法人または相続人が行ったものとして取り扱われ、行政処分等が行われます。そのため、M&A や相続があっても、行政処分等を免れることはできません。

行政処分等を受けた場合の 呼び出し

許可の取消処分を除く行政処分等を受けた場合、原則として事業者は、運輸支局または地方運輸局へ呼び出されます。そこで事業改善に関する指導を受けるほか、行政処分等を受けた日から原則 3 か月以内に、改善状況を報告することが求められます。

行政処分等は、受けて終わりではありません。再発防止策を講じ、実際に改善が進んでいることを行政へ説明する必要があります。

行政処分は 「逃げ道がない」制度

今回紹介したケースのとおり、車両の移動、営業所の廃止、法人の合併や相続などによって、行政処分等を避けることはできません。制度上、処分を免れるための手段は、ほぼふさがれていると考えるべきでしょう。

また、これらのルールは、運送会社の M&A を検討する際にも重要です。買収対象となる事業者や営業所に過去の違反がある場合、買収後に行政処分等を受ける可能性があります。買い手側は、現在の許認可の状況だけでなく、監査の実施状況、行政からの指摘、過去の違反、未処理の案件なども慎重に確認しなければなりません。

今後、貨物自動車運送事業の許可更新制の導入に伴い、許可の更新が難しい事業者が M&A による事業売却を検討するケースも予想されます。運送事業者や営業所を買収する際は、十分なデューデリジェンス(事前調査)を行い、必要に応じて、売り手に対して法令違反や行政処分の可能性がないことを表明・保証してもらうことも検討しましょう。

次回は、「処分日車数制度」と「違反点数制度」の仕組みを基礎からわかりやすく解説します



第二子が誕生しました！

7月8日に第二子が誕生しました。2990gの男の子です。5年ぶりに新生児を抱っこしましたが、なかなか怖いものがあります。抱っこする時に、つい息をすることを忘れてしまうのは私だけでしょうか。

名前は「巽暉(たつき)」と命名しました。第一子のときもそうでしたが、子供の名前にはこだわりま

す。何にこだわるかといえば、響きでも漢字でもなく、字画です。今回も姓名判断として有名な「山本式姓名判断」に有料で占ってもらいました。字画はバッチリです！

ちなみに「巽」は風を象徴する漢字で、しなやかさを表現しています。一方、「暉」は輝きを意味する漢字です。風のようにしなやかに生き



この世に生を受けて数分の巽暉

て、輝かしい人生を全うできるよう願いを込めました。